



事業所のうち約80万社が労災保険の手続きをしていないと聞いております。このような事業所で働いている人が業務中や通勤中にそれが原因でケガしたり、障害を被ったり、死亡した場合に労災保険給付されるのでしょうか？



労災保険は政府が管掌する保険で、一人でも労働者(パート、アルバイトも含む)を雇った事業主に対して、法人、個人事業主に関係なく、その日から労災保険に加入したものと判断されます。

事業主は、労災保険の加入手続きを行ったうえで、保険料を納めることが義務になっています。



でも、労災保険を払っていない間に労災事故が起こって、労働者が労災給付を受けたらその事業所に何ならかの処置がされるのですか？



事業主が労災保険の加入手続きをしていない間に労災事故が発生した場合に、労働者が労災保険から保険給付を受けた金額の100%または40%を事業主から徴収します。また、労災保険料もさかのぼって徴収します。これを『費用徴収制度』といいます。

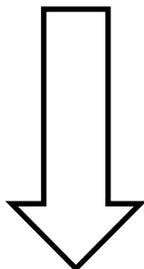


『費用徴収制度』とはどんな内容ですか？



1

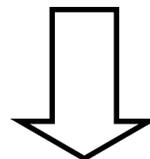
労災保険の加入手続きについて行政機関から指導を受けたにもかかわらず、手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害で保険給付をした場合



事業主が『故意』に手続きを行わないものと認定し、支給された保険給付額の100%を事業主から徴収します。

2

労災保険の加入手続きについて行政機関から指導等を受けていないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害で保険給付をした場合



事業主が『重大な過失』で手続きを行わないものと認定し、支給された保険給付額の40%を事業主から徴収します。

徴収金額は、上記のように保険給付額の100%または40%ですが、休業給付、傷害給付、災害給付などは支給開始後3年間に支給されるものに限りです。

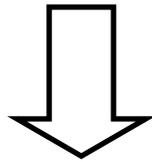
ただし、療養給付と介護給付は除きます。

また、保険料も最大2年間にさかのぼって徴収され、その上、追徴金(納付する保険料の10%)が上乗せされて徴収されます。



3

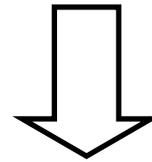
事業主が労災保険料を滞納している期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、



支給された保険給付額の最大40%を事業主から徴収します。

4

事業主が故意または重大な過失により生じた業務災害について労災保険給付を行った場合



支給された保険給付額の30%を事業主から徴収します。



事業主が故意または重大な過失により生じた業務災害には保険給付額の30%を事業主から徴収されますが、故意または重大な過失とはどんな内容ですか？



厚生省の通達文は以下の通りです。

- ①法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき。
- ②法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずる事を怠ったために事故を発生させたと認められるとき。
- ③法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。



支給された保険給付額の30%を事業主から徴収する故意または重大な過失により生じた具体的災害とはどんな災害ですか？



- 工場の天井近くに設けられたつり足場で梁に堆積した粉じんを取り除く作業を行っていたところ、作業床の端の開口部に墜落防止用ネットを張る等の措置が講じられておらず、つり足場から6.9メートル下方の工場床面に墜落し、死亡した。
- 大根皮剥機を高さ54cmの作業台の上へ移動させるため、フォークリフトの左爪に大根皮剥機を乗せ、それを押さえるために爪を跨いで乗っていた被災者がヘルメットを着用しておらず、大根皮剥機とともに墜落し、死亡した。
- 商品を圧縮梱包する機械で作業中、ベルトコンベヤーの下に落ちたビニール袋などを拾おうとしてコンベヤーの下に入ったところ、コンベヤプーリーに覆い囲いが設けられておらず、動いていたコンベヤーの突起に体が接触しコンベヤプーリーの覆いの中に体が引き込まれ、死亡した。
- 工事に係る測量作業を行っていたところ、同僚が無資格で運転していた土砂運搬のための不整地運搬車が、当該作業現場付近を通過する際接触し、死亡した。
- 冷蔵室の中でフォークリフトを用いた荷物の運搬作業中、無資格で運転していた被災者が、パレットの荷が崩れそうになったため、これを直そうと運転席前方から身を乗り出したところ、チルトレバーに触れてしまい、車体側に傾いたマストの水平部とヘッドガードの間に頭部をはさまれ、死亡した。

以上、労働厚生省「費用徴収制度について」資料より